

議第103号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う
下呂市固定資産税の特例に関する条例について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年9月15日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例を定めるため、当該条例を制定するもの。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内における法第24条に規定する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、下呂市固定資産税の特例を定めるものとする。

(特例措置)

第2条 市長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「対象設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に対し、対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度とする。

(課税免除の申請)

第3条 課税免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年1月31日までに、市長に申請しなければならない。

(課税免除の通知)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、課税免除することを決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(報告)

第5条 課税免除を受けた者は、毎年1月31日までに事業の概要を市長に報告しなければならない。

(課税免除の取消し等)

第6条 市長は、課税免除を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、課税免除の取消し又は停止をすることができる。

- (1) 課税免除の対象となった設備を第2条に規定する事業以外の用途に供したとき。
- (2) 事業を廃止若しくは休止したとき又は事業が廃止若しくは休止の状態にあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により課税免除を受けたとき。
- (4) 報告書を提出しなかったとき。
- (5) 市税を滞納したとき。
- (6) その他市長が特に不適當を認めたとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 この条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の免除については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項の規定する日後も、なおその効力を有する。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部改正)

- 4 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例(平成20年下呂市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第3条 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例(令和3年下呂市条例</u>	(適用除外) 第3条 <u>過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例(平成16年下呂市条例第203号。以下「固</u>

改 正 後	改 正 前
第 号。以下「固定資産税特例条例」という。)の適用を受けることができる施設は、この条例の規定は適用しない。	定資産税特例条例」という。)の適用を受けることができる施設は、この条例の規定は適用しない。 <u>ただし、下呂地域及び萩原地域において、固定資産税特例条例の適用を受けることができる施設のうち、この条例の規定に適用する施設については、この条例の規定を適用する。</u>

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例第3条の規定は、令和3年度以降に対象となる施設を設置した事業所から適用し、令和2年度以前より免除を受けている事業所については、なお従前の例による。

【参考資料】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例要綱

1. 制定理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例を定めるため、当該条例を定めるものです。

2. 概要

(1) 条例の趣旨を定めます。

(第1条関係)

(2) 特例の内容を定めます。

特 例 措 置	対象資産の固定資産税の課税免除
特 例 期 間	3 年間
特例対象資産	以下の要件を満たす対象設備の家屋、償却資産、該当する家屋の敷地となる土地 ※土地については、土地取得の日の翌日から起算して1年以内に該当する家屋の建設の着手があった土地（敷地） ●対象設備 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）の用に供するため、取得、製作、建設等した設備 ※建物、その附属設備にあっては改修（増築、改修、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む。ただし、資本金の額等が5,000万円超の法人にあっては、新設又は増設に限る。 ●取得価額要件 ・ 製造業、旅館業 対象となる設備の取得価額が、500万円以上 ※ただし、資本金の額等が5,000万円超～1億円以下の法

	人は 1,000 万円以上、資本金の額等が 1 億円超の法人は 2,000 万円以上。 ・ 情報サービス業等、農林水産物等販売業 対象となる設備の取得価額が、500 万円以上
--	--

(第 2 条関係)

(3) 申請、決定、報告について定めます。

(第 3 条、第 4 条、第 5 条関係)

(4) 適用の取消し等について定めます。

(第 6 条関係)

(5) 他に必要となる事項について規則で規定することを定めます。

(第 7 条関係)

(6) この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用します。

(附則第 1 項関係)

(7) この条例は、令和 6 年 3 月 31 日で失効します。

(附則第 2 項関係)

(8) 失効前に適用された免除について、失効後においても特例期間中は有効とします。

(附則第 3 項関係)

(9) 本条例の制定に伴い、『地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例』で引用する条例名を改めます。また、下呂市全域が過疎地域に指定されたため、ただし書きを削除します。

(附則第 4 項関係)

(10) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例第 3 条の規定は、令和 3 年度以降に対象となる施設を設置した事業所から適用し、令和 2 年度以前に免除となった事業所については、従前のとおりとします。

(附則第 5 項関係)